

継続して働くことを希望する、障害のある方へ

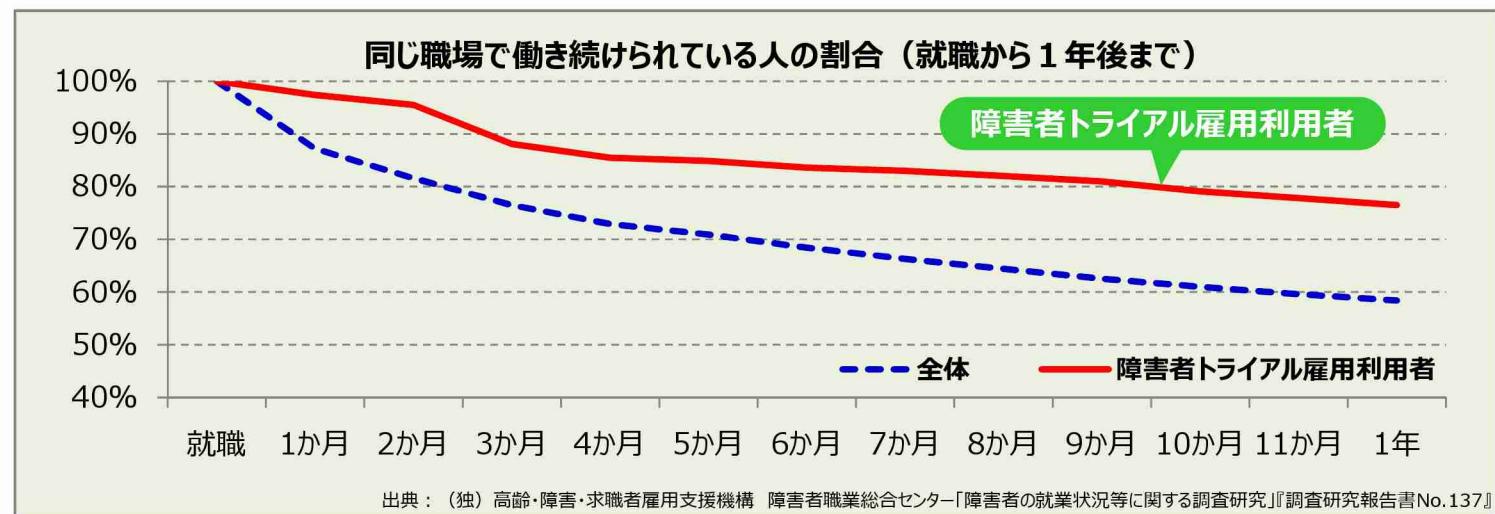
「障害者トライアル雇用」のご案内

まずは一定期間、働いてみませんか？

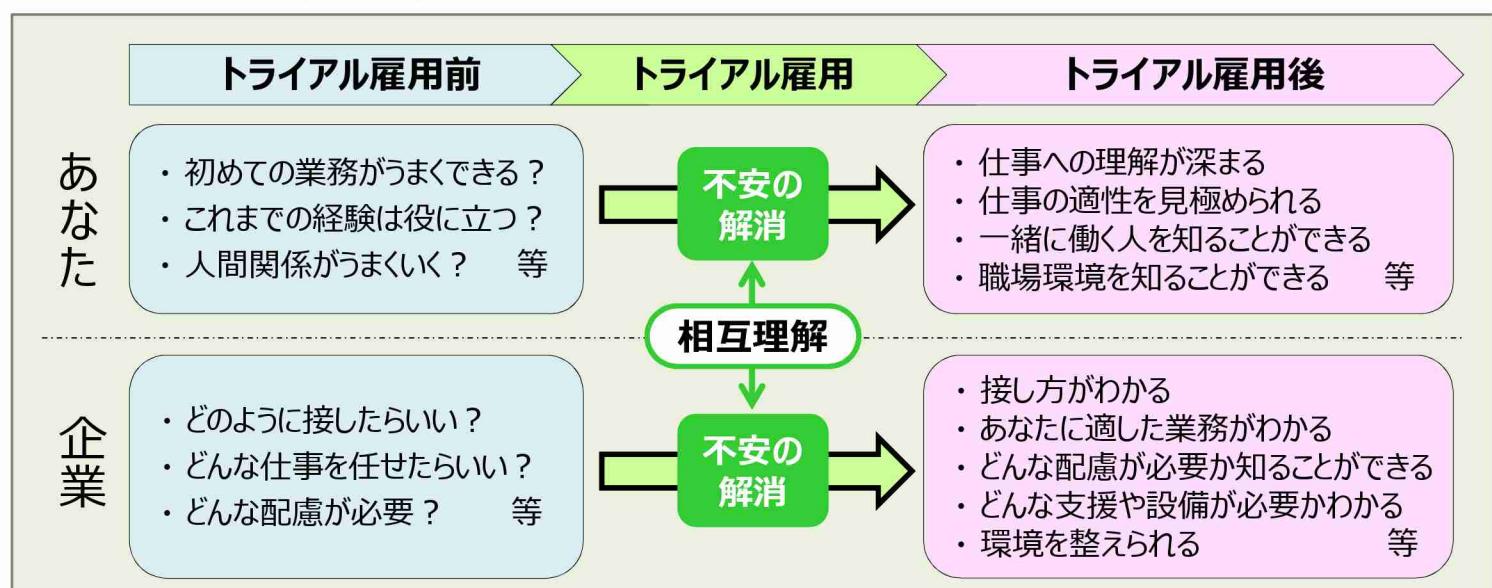
「障害者トライアル雇用」とは、約3～6か月間の試行雇用を通じて、企業との間で相互理解を深め、お互いの不安を解消することで、障害のある方の継続雇用をめざす制度です。

「障害者トライアル雇用」のメリットは？

- ◆自分に合った仕事内容か、働き続けやすい職場か、などを見極めてから就職できるため、**安定して、長く働き続けられる傾向があります！**



- ◆就職前に、企業との間でお互いの理解を深めることができます、**仕事に就くに当たっての不安を解消することができます！**



「障害者トライアル雇用」の流れは？

「障害者トライアル雇用求人」に応募し、採用が決まつたら、約3～6か月間の有期雇用契約を締結します。トライアル雇用期間終了後、改めて継続雇用契約を締結します。

有期雇用契約の締結

継続雇用契約の締結

障害者トライアル雇用

有期雇用契約（約3～6か月）

1年を超える期間の雇用

（継続雇用契約）

「障害者トライアル雇用」の対象者は？

障害があり※、以下の①から④のいずれかに当てはまる方が対象になります。

※ 障害者手帳を所持していない場合でも、障害がある方であれば対象に含まれることがあります。
ご自身が対象者に当てはまるかどうかは、ハローワークの窓口でお尋ねください。

① これまでに働いたことのない職業に挑戦してみたい方

紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望していること

② 離転職を繰り返し、長く働き続けられる職場を探している方

紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返していること

③ 働いていない期間がしばらくあったが、再び就職しようと考えている方

紹介日の前日時点で離職期間が6か月を超えていていること

④ 重度身体障害、重度知的障害、精神障害のうちいずれかのある方

（④の方は、①～③の要件に関わらず、障害者トライアル雇用の対象になります。）

「障害者トライアル雇用」に関するQ&A

Q. 「障害者トライアル雇用」に挑戦してみたいです。

- A. ハローワークで、「障害者トライアル雇用求人」に応募してください。
選考にあたっては、書類選考ではなく、**必ず面接を受けることができます**。

Q. 「障害者トライアル雇用」の後に、継続雇用してくれるか不安です。

- A. 継続雇用に移行しない場合もありますが、
全国で**86.1%の利用者が継続雇用**につながっています（平成28年度）。

Q. 数か月間では、働き続けられるかどうかを見極めることができるか不安です。

- A. **精神障害のある方**については、**原則6ヶ月、最大12ヶ月間**まで
「障害者トライアル雇用」の期間を設けることができます。
企業と相談の上、期間を決めてください。精神障害以外の方は原則3ヶ月間です。

Q. 週20時間以上働くことは難しいですが、短い時間なら働けそうです。

- A. 精神障害や発達障害のある方で、週20時間以上の勤務が難しい場合は、
週10～20時間から始め、体調や職場への慣れに合わせて徐々に調整し、
最大12ヶ月間かけて、トライアル雇用期間中に20時間以上の就業を目指す
「障害者短時間トライアル雇用」制度もあります。